



愛知県教育委員会教育長 殿

公益通報を行った公益通報者が安心して職務が遂行できるように
公益通報者に対して親切丁寧な説明、公平な調査、寄り添った対応を
求める請願及び愛知県教育委員会職員等公益通報要綱第12条「適切
な時期に必要な確認をする」及び第12条関係記載の「不利益な取扱い」は本人に確認すると明示することを求める請願及び愛知県教育委
員会職員等公益通報要綱第12条「適切な時期に必要な確認をする」
及び第12条関係記載の「不利益な取扱い」を本人以外の確認方法の
説明を求める請願

住 所 [REDACTED]
(団体名) [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]
電話番号 [REDACTED]

1 請願の趣旨

私は令和4年9月7日及び令和4年9月14日に勇気を出して3件の公益通報をしました。
(資料1 教育委員の方、ぜひ読んでください。)なぜ、勇気を出すことができたかというと
'愛知県教育委員会職員等公益通報要綱' (資料2 教育委員の方、ぜひ読んでください。)
の第12条と第12条関係というところに以下の記載があったからです。

第12条 公益通報者又は公益通報に関する相談をした職員等 (以下「相談者」という。)
は、公益通報又は公益通報に関する相談をしたことの理由として、いかなる不利益な取扱いも受けない。

2 教育委員会は、公益通報者又は相談者に対して公益通報又は公益通報に関する相談をし
たことを理由として不利益な取扱いが行われたと認めるときは、原状回復その他の適切な
措置をとるものとする。

3 公益通報管理者は、公益通報者又は相談者に対して公益通報又は公益通報に関する相談
をしたことを理由として不利益な取扱いが行われていないかについて、適切な時期に必要
な確認をするものとする。

(是正措置等の実効性評価)

第12条関係

この条の「不利益な取扱い」とは、懲戒処分のほか、懲戒処分に該当しない内部処理、不
利益な配置転換などの人事上の差別取扱い、昇給延伸などの給与上の差別取扱い、退職の強
制、専ら雑務に従事させることなどをいう。

公益通報後、公益通報管理者である愛知県教育委員会事務局長の名前で「公益通報受理通知書」と「公益通報調査開始通知書」というものが送られてきました。その通知書にも「あなたが公益通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いを受けることもありません。」という心強いお言葉がありました（資料3 公益通報3件分あります。）

その後、「公益通報調査結果等通知書」（資料4 公益通報3件分あります。教育委員の方、ぜひ読んでください。）が届きました。その結果を見て、私は唖然としました。事実と違うことや嘘をついているとは言いませんが話がすり替わっていたり、調査の仕方が校長のみの聞き取りだけであったりと、公益通報調査結果等通知書を見て、怖いと感じたとともに意味がないとも感じました。公益通報管理者が愛知県教育委員会事務局長で調査担当が愛知県教育委員会総務課で確認した相手が校長のみならば都合が悪いことはすべて誤魔化すことも可能です。要するに、愛知県教育委員会の法令に違反する行為等を愛知教育委員会事務局の仲間で調査し、結果を出すので簡単に誤魔化すことができるということです。

私は恐怖を感じたので、私が勇気を出して公益通報をさせてくれるキッカケをくれた愛知県教育委員会職員等公益通報要綱の第12条及び第12条関係について質問を公益通報の担当である愛知県教育委員会総務課教育企画室に電話をし、確認しました。回答は以下のものでした。

私 「第12条関係に記載されている不利益な取扱いの『懲戒処分に該当しない内部処分』『不利益な配置転換などの人事上の差別取扱い』『退職の強要』『専ら雑務に従事させる』はどのように確認されるんですか。公益通報者本人に確認しなければ確認できませんよね。特に『校内人事』『退職の強要』『専ら雑務に従事させる』は本人に確認せず、例えば校長に確認すれば校長しかできないことなので嘘をつきますよね。適切な時期に本人に確認されるのですか。」

総務課 「ケースバイケースで個別の案件に応じて必要な確認をする。」

私 「第12条に適切な時期に必要な確認をするものとするとありますですが、いつ確認されるのですか。」

総務課 「個別のことなのでお答えできません。」

私 「公益通報した当事者なのにいつ確認するか答えてくれないのでですか。」

総務課 「はい。」

私 「開示請求したら、調査の結果を開示してくれますか。」

総務課 「いまのこの電話ではお答えできません。」

昨年の11月頃から公益通報した不安から夜も眠れないこともあります、総務課に複数回上記の内容の質問をしました。いつか明確な回答がいただけないと信じて質問しました。なぜなら、私は公益通報者本人であり、愛知県教育委員会職員等公益通報要綱第12条にも公益通報受理通知書にも「公益通報をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いを受けることもありません。」と明記されていたからです。この言葉に安心をして公益通報をしたら、担当の

総務課に質問しても不安を煽るような対応をされ、公益通報したせいで毎日が憂鬱になってしましました。公益通報なんかしなければよかったと強く思っています。この総務課の対応自体が不利益な取扱いであると私は思っています。「いかなる不利益な取扱いを受けることもありません。」この言葉は何ですか。お飾りですか。

今回の請願を提出するにあたって、令和5年3月にも総務課に2回ほど電話をしました。なぜ、2回かというと折り返しの電話をいただけないからです。それは昨年11月頃から総務課に質問してから続いています。この対応には、公益通報者の不安を理解してもらえていないと同時に寄り添う気持ちがないと強く感じています。全ての回答ではありませんが、ほとんどの質問の回答は私から総務課に電話を掛けなおすことによって得られたものです。令和5年3月に総務課に「公益通報してから半年が経ちましたが、私が不利益な取扱いがなかったか確認されましたか。また、確認されていないならば、いつ確認されますか。」と質問しました。回答は「個別の案件はお答えできない。適切な時期に必要な確認をする。」という曖昧なものでした。私は「公益通報者本人であり、当事者ですよ。個別の案件はお答えできないはないでしょ。」と何度も尋ねました。もちろん回答は変わらないので「総務課長の高橋さんと話がしたい。たぶん話さないと言うと思いますが、その場合でも返事を下さい。」と伝えましたが、いつもどおり、請願の提出期限までに折り返しの電話はありませんでした。公益通報しなければよかったと、さらに強く思いました。周りの職員で公益通報を考えている職員がいれば全力で止めようと思っていますが、そのような制度にしてはいけないと思い、この公益通報が愛知県教育委員会職員等公益通報要綱の目的でもある「教育委員会の事務事業の公正な執行を確保する」につながる素晴らしい制度となるようにするために今回の請願を提出させていただきました。

教育長以外の良識ある教育委員の皆様、どうか安心して公益通報ができるように公益通報者に対して不安を取り除けるような親切丁寧な説明と寄り添っていただける対応を総務課に求めてください。職員も県民です。信頼を失うような行為を改めさせてください。そして、教育委員会が法令に違反する行為をするということは重大なことであるのだから仲間内の調査ではなく、第3者機関等も交えた公平な調査をお願いしたい。愛知県教育委員会職員等公益通報要綱第12条及び第12条関係の「不利益な取扱い」の確認については、特に「懲戒処分に該当しない内部処分」「不利益な配置転換などの人事上の差別取扱い」「昇給延伸などの給与上の差別取扱い」「退職の強要」「専ら雑務に従事させる」は本人に確認しなくてはわからないことだと思うのではっきりと本人に確認することとしていただきたい。本人以外に納得する確認方法があるなら明示していただきたい。

2 請願項目

- (1) 安心して公益通報ができるように公益通報者に対して不安を取り除けるような親切丁寧な説明と寄り添った対応をすること。
- (2) 教育委員会が法令に違反する行為をするということは重大なことであるのだから仲間内の調査ではなく、第3者機関等も交えた公平な調査をすること。
- (3) 愛知県教育委員会職員等公益通報要綱第12条及び第12条関係の「不利益な取扱い」の確認について、特に「懲戒処分に該当しない内部処分」「不利益な配置

- 転換などの人事上の差別取扱い」「昇給延伸などの給与上の差別取扱い」「退職の強要」「専ら雑務に従事させる」の内容については「本人」に確認することを愛知県教育委員会職員等公益通報要綱第12条に明記すること。
- (4) 確認時期についても公益通報者に対して伝えること。
- (5) 愛知県教育委員会職員等公益通報要綱第12条及び第12条関係の「不利益な取扱い」の確認について、特に「懲戒処分に該当しない内部処分」「不利益な配置転換などの人事上の差別取扱い」「昇給延伸などの給与上の差別取扱い」「退職の強要」「専ら雑務に従事させる」の内容を本人以外の確認方法があるなら説明すること。

以上

参考資料

- 資料1 公益通報の提出文章（令和4年9月7日及び令和4年9月14日提出 3件分）
- 資料2 愛知県教育委員会職員等公益通報要綱（平成18年4月1日付）
- 資料3 公益通報受理通知書及び公益通報調査開始通知書
(令和4年9月27日及び令和4年10月4日通知 3件分)
- 資料4 公益通報調査結果等通知書
(令和4年11月7日及び令和4年11月11日通知 3件分)

*資料には、特に読んでいただきたい内容についてマーカーを引かせていただいております。
教育委員の方々、資料の方もしっかりとご確認ください。